

機能強化加算算定に係るお知らせ

当院は「かかりつけ医」として、必要に応じて次のような取組を行っています。

- **健康診断の結果等の健康管理に係るご相談に応じます。必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。**
- **介護・保険・福祉サービスの利用に関する相談を承っております。**
- **夜間・休日のお問合せへの対応を行っています。**
- **受診している他の医療機関や処方されているお薬を伺い、必要なお薬の管理を行います。**

※厚生労働省や都道府県の「医療機能情報提供制度」のページにて、かかりつけ医療機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。